

岐阜県空家等除却費支援事業費補助金交付要綱

(総 則)

第1条 県は、市町村長が、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第7条第1項に規定する空家等対策計画（以下「計画」という。）において対象とする地区で行う同法第2条第1項に規定する空家等（以下「空家等」という。）の除却に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 代執行事業（空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第9項から第11項までの規定により同法第2条第2項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）を除却する事業をいう。）
- 二 市町村補助事業（空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が行う空家等の除却等に要する費用を補助する制度（以下「補助制度」という。）を創設し、補助金を交付する事業をいう。）

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用のうち市町村が負担するもの（代執行事業にあつては特定空家等の所有者等から徴収することができないことが明らかな費用に、市町村補助事業で国の交付金又は補助金（以下「国交付金等」という。）の交付を受けて実施するものにあつては補助制度を創設した年度に実施するもの又は市町村補助事業の実施数が計画に基づく年度別除却目標の2分の1を超えた年度の翌年度に実施するものに限る。）とする。

- 一 空家等の除却に要する費用
- 二 廃材等の撤去及び処分に要する費用

(補助率等)

第4条 補助率、基準額及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 市町村長は、規則第4条の規定により補助金の交付の申請をするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による補助金交付申請書に当該各号に定める様式において定める書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

- 一 代執行事業 別記第1号様式
- 二 市町村補助事業 別記第2号様式

2 前項第1号に掲げる事業に係る補助金の交付申請は、補助対象事業の完了後において、当該事業箇所1件ごとに行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げを行うことができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(補助金の交付の条件)

第7条 この補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- 一 補助対象事業の内容の変更（補助金の額の50パーセント未満を減額する場合を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 二 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 四 間接補助金を交付する場合にあつては、間接補助事業者が次のいずれかに該当するときは、間接補助金を交付しないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 役員等（法人にあつては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
 - エ 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
 - オ 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
 - キ 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

2 前項第1号及び第2号の知事の承認を受けようとする場合の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業を完了したときは、補助対象事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ）から30日を経過する日又は当該補助対象事業に係る交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに完了実績報告書（別記第4号様式）を提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、別記第4号様式に定める書類を添付しなければならない。

3 代執行事業に係る規則第13条の規定による実績報告は、第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

(額の確定)

第9条 代執行事業に係る規則第14条の規定による補助金の額の確定及びその通知は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定及びその通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

(補助金の返還)

第11条 市町村長は、補助対象事業（代執行事業に限る。）の完了後に、特定空家等の所有者等を確認し、代執行に要した費用を徴収した場合は、別記第5号様式により知事に報告するとともに、徴収した費用に相当する額の補助金を返還するものとする。

(指示等)

第12条 知事は、市町村長に対し、補助対象事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後10年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この補助金に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日住第74号改正）

この要綱は、平成31年度分の予算に係る補助金から適用する。

なお、平成31年度に限り、空家等対策計画未策定市町村の実施事業についても補助対象事業とする。

附 則（令和2年4月30日住第72号改正）

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和3年3月26日住第589号改正）

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和4年3月31日住第626号改正）

1 この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

2 改正後の第4条の規定にかかわらず、令和2年3月31日後に創設し、又は補助限度額を引き上げた事業であって、令和5年3月31日までに実施するものに係る補助対象経費及び補助率については、従前の例による。

附 則（令和5年2月2日住第579号改正）

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則（令和5年12月13日住第422号改正）

この要綱は、令和5年12月13日から適用する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象事業	補助率	基準額	補助金の額
1	代執行事業及び下記以外の市町村補助事業	3分の1以内	100万円に市町村長が交付した補助金の件数を乗じて得た額（代執行事業にあつては100万円）	補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額又は基準額のいずれか少ない額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）
2	市町村補助事業のうち補助制度を創設した年度に実施するもの	2分の1以内		
3	市町村補助事業のうち市町村補助事業の実施件数が計画に基づく年度別除却目標の2分の1を超えた年度の翌年度に実施するもの			